

多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年3月24日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
会計課	令和5年3月9日(木)
議会事務局	令和5年3月14日(火)
選挙管理委員会事務局	令和5年3月15日(水)

2 監査の範囲 令和4年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 令和4年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査委員の除斥 議会事務局の監査のうち政務活動費に関するものについては、地方自治法第199条の2に基づき、板橋恵一監査委員を除斥して監査を行った。

5 監査の結果 別紙のとおり

令和5年3月実施 定期監査結果

対 象	会計課
実 施 日	令和5年3月9日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	議会事務局
実 施 日	令和5年3月14日（火）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

令和5年3月実施 定期監査結果

対 象	選挙管理委員会事務局
実 施 日	令和5年3月15日（水）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	<p>(1) 随意契約における見積り合わせについて 業務委託に係る随意契約について、1社のみ見積書徴取とした理由が付記されていなかった。</p> <p>(2) 予算規則に基づく合議について 参議院議員選挙委託金の交付申請等における起案について、予算規則に基づく財政課長の合議が行われてなかった。</p>